

⑤相談・支援

会社の人より
きびしいこと
言います!

⑤相談・支援 (支援方法別)

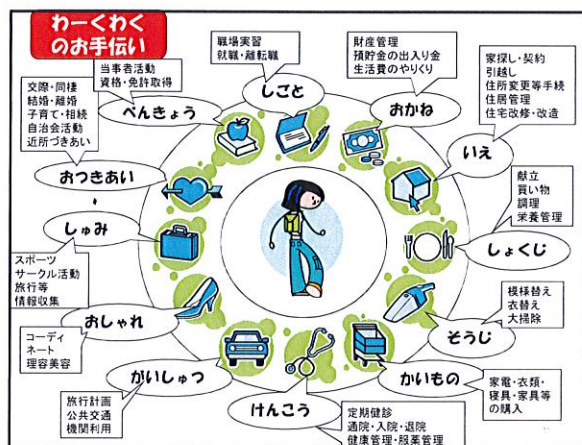
29年度分 (件数)

センターへ来所	861
電話・FAX・メール	6,334
職場訪問(定着支援のほか、職場実習支援を含む)	9,254
家庭・施設へ訪問	943
その他(関係機関とのやり取り、ケース会議)	550
合計	17,942

⑤相談・支援 (支援内容別)

29年度分 (件数)

	身体	知的	精神	発達	難病	高次脳	その他	合計
就職に向けた相談支援	174	461	363	108	10	7	2	1,125
職場定着の相談支援	417	4,586	1,206	835	132	123	53	7,352
日常生活・社会生活の相談支援	25	1,878	577	132	18	7	0	2,637
就業と生活の両方にわたる相談支援	416	3,277	2,024	854	119	129	9	6,828
合計	1,032	10,202	4,170	1,929	279	266	64	17,942



社会福祉法人 愛育会 障害者就業・生活支援センターわーくわく

住所：〒771-0214 松茂町満穂字満穂開拓50番地5

TEL：088(699)7523 / FAX：088(699)8704
携帯：090(8970)7273 (三並)
090(9771)8732 (佐野)

E-mail: wakuwaku1@tokushima-aiikukai.jp
wa-kuwaku.kazu@ezweb.ne.jp (三並)
wa-kuwaku.5@ezweb.ne.jp (佐野)

お知らせ

しょうがい者の職場実習受入企業を募集します!!

支援センターわーくわく では、しょうがいのある人の職業能力の向上と就業機会の拡大を目的として、職場実習の受け入れ先企業を募集しております。



- 雇用を前提としない短期間(1週間～1ヶ月程度)の職場実習です。
- 当センターの職員が事前に企業を訪問し、事業内容を把握して実習生の人選・調整を行います。
- 実習中は企業の負担を軽減できる様に、当センターの職員が付き添いを行うことができます。

●ご不明な点等がございましたら担当者までご連絡下さい。ぜひ、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

担当者(連絡先): 社会福祉法人愛育会 障害者就業・生活支援センターわーくわく
支援ワーカー 中平 秀徳、三並 竜人、佐野 和明
〒771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂開拓 50-5
TEL 088(699)7523 FAX 088(699)8704

職場実習Q & A

Q: 実習期間中に生じた問題等については、どこに相談したらいいのでしょうか？

A: 実習中、支援センターわくわくの職員が企業訪問します。実習生がより自分の力を発揮できるよう職場内での作業やコミュニケーションに関する支援を行い、職場の方の相談も受けしします。ご安心ください。

Q: 実習中、実習生がケガ等をする可能性を考えると、何か保険に入らなければいけませんか？

A: 実習にあたって、当該実習生に係る傷害、損害賠償保険については、本人が加入します。会社の負担はありません。

Q: 職場実習を行った場合、その実習生を必ず採用しなければならないのでしょうか？

A: 職場実習を行なうことによって、当該実習生や家族等がその企業での就職を期待するという可能性は多分にあります。

しかし、求人募集を行なうのは職場実習後であり、また、その求人の内容如何によつては実習生自身が応募を見送るという可能性も考えられます。

必ずしも「職場実習＝就職」ということにはなりません。

Q: 職場実習と試用期間の違いは何ですか？

A: 試用期間とは、企業への採用後に行なわれるものであり、報酬(賃金)を支払わなければなりません。職場実習は、雇用の予約がなされていない状態で実施されるものなので、賃金の支払義務・雇用義務は発生しません。